

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (流入車対策) 素案」に対する府民意見等の募集の概要

1 実施期間

平成 19 年 10 月 30 日 (火) ～11 月 29 日 (木)

2 府民意見等の募集項目

規則に委任された事項のうち、以下に掲げる項目

① 多数の対象自動車が出入りする施設の範囲

- ・延べ面積が 1 万㎡超又は敷地面積が 3 万㎡超の営業倉庫
- ・公有水面の埋立区域（免許面積が 25ha 以上のものに限る。）に存する一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場又は土砂を搬入する施設
- ・対象自動車を 50 台以上駐車できる駐車場を有する観光施設等、興行場又は会議場施設、展示施設若しくは見本市場施設

② 経過措置対象車の範囲

- ・対策地域外に使用の本拠の位置を有する車種規制非適合車に対する経過措置の期間（自動車の種類別に、初度登録の日から 8～12 年間）
- ・特種自動車にのうち、対策地域外に使用の本拠の位置を有する車種規制非適合車であるものに対する経過措置（平成 21 年 9 月 30 日までは経過措置対象車とすること）

③ 車種規制適合車等の使用義務の適用除外の範囲

- ・車検の受検
- ・点検・修理の場所までの運行

④ 適合車等標章の表示場所の範囲

- ・対象自動車の前面又は右側面の前部（窓ガラスの部分を除く。）